

循環器病対策の取組について

厚生労働省 健康局 がん・疾病対策課

令和4年度 循環器病対策予算の概要

基本的な考え方

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）及び循環器病対策推進基本計画（令和2年10月閣議決定）に基づき、循環器病に関する普及啓発や医療提供体制の整備を行うことで循環器病対策の推進を図る。

1. 循環器病特別対策事業

1.1億円

- ①都道府県循環器病対策推進協議会の開催（地域政策の策定）
- ②地域の特性に応じた循環器病に関する普及啓発の実施
- ③地域の循環器病医療を担う人材の育成等を目的とした研修会等の開催 等

2. 脳卒中・心臓病等総合支援センターモデル事業（新規）

2.0億円

脳卒中・心臓病等（循環器病）患者を中心とした包括的な支援体制を構築するためのモデル事業の検証

3. 循環器病データベース構築支援事業（改要求）

0.1億円

データベースの管理・運営を行う、循環器病情報センターの立ち上げ

4. 循環器病に関する普及啓発事業

0.2億円

- ①循環器病に関する普及啓発資材の作成
- ②循環器病の予防や発症直後の対応など、国民に対して分かりやすい啓発活動
- ③最新の科学的知見に基づく医療情報等の収集と提供 等

5. 循環器病に関する緩和ケア研修推進事業

0.3億円

- ①基本的心不全緩和ケアトレーニングコースに関するコンテンツ作成
- ②緩和ケア研修の受講促進を目的とした普及啓発 等

6. 厚生労働科学研究費等補助金 等（厚生科学課計上）

14億円

- ①健康寿命の延伸に資する政策の評価や政策根拠となるエビデンスに関する研究
- ②循環器病の病態解明や革新的な診断法・治療法等を創出するための研究開発 等

○健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）

(地方公共団体の責務)

第4条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、循環器病対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(都道府県循環器病対策推進計画)

第11条第1項

都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、当該都道府県における循環器病対策の推進に関する計画を策定しなければならない。



都道府県向けの補助金(補助率1/2)により、地域施策の支援を行う。

疾患対策の企画・検討等を行う会議体の運営



医療従事者を対象とした研修の開催等による人材育成



普及啓発資材の開発、市民公開講座の実施



循環器病に関する治療と仕事の両立支援の取組を地域医療を担う施設で実施



循環器病に関する相談窓口の設置・運営



循環器病の医療・福祉に携わる職種による多職種連携体制の構築



事業概要

- 循環器病対策推進基本計画で、「保健、医療及び福祉に係るサービスの提供体制の充実」として、**脳卒中・心臓病等（循環器病）患者を中心とした包括的な支援体制を構築**するため、多職種が連携して、総合的な取組を進めることとしているが、これまでに都道府県が医療計画などで実施している対策よりも**幅広い内容**（※）であり、各医療施設で個々の取組はされているものの**情報が行き渡っていない**とはいえず、**全ての支援について、十分なレベルで提供することに対して課題がある**

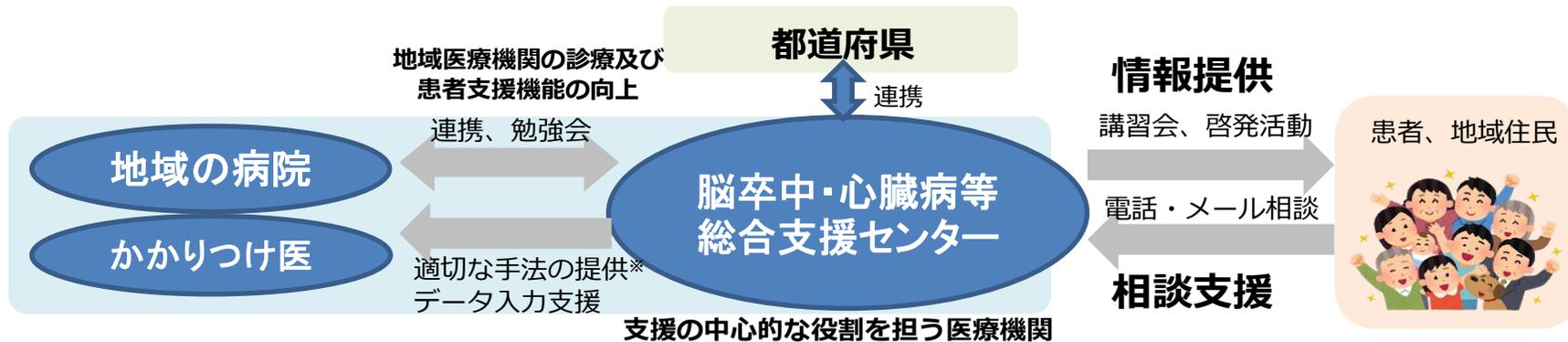
※具体的に、社会連携に基づく循環器病患者支援、リハビリテーション等の取組、循環器病に関する適切な情報提供・相談支援、循環器病の緩和ケア、循環器病の後遺症を有する者に対する支援、治療と仕事の両立支援・就労支援、小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策などが不十分

- この取組を効果的に推進するために、**専門的な知識を有し、地域の情報提供等の中心的な役割を担う医療機関に脳卒中・心臓病等総合支援センターを配置し、都道府県と連携**を取りながら、地域の医療機関と勉強会を開催したり、支援方法などの情報提供を行うなど協力体制を強化することで、包括的な支援体制を構築し、地域全体の患者支援体制の充実を図るべく、まずモデル的に、**全国に10都道府県程度において先行的に実施し、検証を行う**

脳卒中・心臓病等総合支援センターのイメージ

本モデル事業の有効性を検証した上で、好事例として横展開を図る等により将来的に全国に広げることを検討

＜役割＞ 循環器病に関する**情報提供**及び**相談支援**の、地域における核となり中心的な役割を担う



＜センターに求められる要件＞ 支援の中心的な役割を担うことから、各疾患に対して専門的な知識が求められることを想定

- 先天性疾患に対する診療、外来リハビリテーション、緩和ケア等、循環器病に対する総合的な診療を行える施設であり、地域の病院、かかりつけ医などとも密接に連携が取りながら、データ入力の支援等もできること（※詳細はR3年度特別研究で報告）
- 自治体との密な連携が取れ、循環器病の後遺症を有する者に対する支援及び治療と仕事の両立支援・就労支援を行っていること

期待される効果：地域医療機関の診療及び患者支援機能の向上が可能となる

国民がワンストップで必要な情報を得られるとともに、より効率的かつ質の高い支援が可能となる

脳卒中・心臓病等総合支援センター モデル事業の選定結果

- ◆ 公募要綱に基づき、32 医療機関（28自治体）からの応募があった。
- ◆ 循環器病対策推進協議会の下に設置された総合支援委員会において、事業実施計画書等の書類審査を行い12 医療機関（10 自治体）を選定した。
- ◆ 令和4年6月8日に、ホームページにて公表するとともに、各医療機関及び自治体へ通知した。

No	都道府県	医療機関名
1	宮城県	国立大学法人東北大学 東北大学病院
2	茨城県	国立大学法人筑波大学附病院
3	栃木県	学校法人獨協学園獨協医科大学病院
		学校法人自治医科大学附属病院
4	富山県	国立大学法人富山大学附属病院
5	三重県	国立大学法人三重大学医学部附属病院
6	京都府	京都府立医科大学附属病院
		国立大学法人京都大学医学部附属病院
7	徳島県	国立大学法人徳島大学 徳島大学病院
8	香川県	国立大学法人香川大学医学部附属病院
9	福岡県	独立行政法人国立病院機構九州医療センター
10	熊本県	国立大学法人熊本大学 熊本大学病院

循環器病に関する緩和ケア研修推進事業

○健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）
（保健、医療又は福祉の業務に従事する者の育成等）

第17条

国及び地方公共団体は、循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者に対する研修の機会の確保その他のこれらの者の育成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

○循環器病対策推進基本計画（令和2年10月27日閣議決定）

4. 個別施策【循環器病の緩和ケア】（取り組むべき施策）

専門的な緩和ケアの質を向上させ、患者と家族のQOLの向上を図るため、関係学会等と連携して、医師等に対する循環器病の緩和ケアに関する研修会等を通じて、緩和ケアの提供体制を充実させる。

緩和ケア診療加算及び外来緩和ケア管理料の対象疾患
（概要）

悪性腫瘍
後天性免疫不全症候群
末期心不全

算定に当たっての要件（一部抜粋・概要）

緩和ケアチームの設置
緩和ケアチームの構成メンバーは
以下の研修を修了している必要がある。

緩和ケア研修として認められた研修

- ・がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会
- ・緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会
- ・日本心不全学会により開催される基本的な心不全緩和ケアトレーニングコース

緩和ケアの普及と緩和ケアに携わる医療従事者の増加等を目的として、以下の事業を実施し、緩和ケア医療の充実と底上げを図る。

①すべての医療従事者のための緩和ケア研修会

すべての医療従事者が身に付けるべき基礎的な緩和ケアについて、委員会を設置の上、緩和ケア研修会のコンテンツ等の検討を行う。

②緩和ケアに関する普及啓発

医療従事者や一般向けに緩和ケアに関する正しい知識やその必要性等に関する普及啓発を行う。

緩和ケア研修を
実施する
日本心不全学会
に委託

HEPT HEart failure Palliative care Training program for comprehensive care provider



HEPTは循環器病に関する緩和ケア研修推進事業として、厚生労働省により委託され、日本心不全学会が実施する基本的な心不全緩和ケアトレーニングコースです。



心不全診療に携わる全ての医師を対象に

- 循環器内科的な治療介入後も残る呼吸困難感等への介入方法
- 意思決定支援におけるAdvance Care Planning
- 延命や治療の差し控えに関する臨床倫理
- 心不全に高率に合併する精神症状として、不安・抑うつ等への介入方法
等が学べるプログラム



完全onlineの約6時間のプログラム

- 約2時間のeラーニングと約4時間のオンライングループワーク
- 日本心不全学会公認の緩和ケア推進委員会オフィシャルコース

※R4年7月までに47都道府県から1051人が受講

心不全患者と家族のQOLの向上を図る

循環器病に関する普及啓発事業

○健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）

（基本理念）

第2条第1項

喫煙、食生活、運動その他の生活習慣の改善等による循環器病の予防及び循環器病を発症した疑いがある場合における迅速且つ適切な対応の重要性に関する国民の理解と関心を深めるようにすること。

（循環器病の予防等の推進）

第12条

国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境、肥満その他の健康状態並びに高血圧症、脂質異常症、糖尿病、心房細動その他の疾病が循環器病の発症に及ぼす影響並びに循環器病を発症した疑いがある場合の対応方法に関する啓発及び知識の普及、禁煙及び受動喫煙の防止に関する取組の推進その他の循環器病の予防等の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

（情報の収集提供体制の整備等）

第18条第1項

国及び地方公共団体は、循環器病に係る保健、医療及び福祉に関する情報（次項に規定する症例に係る情報を除く。）の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族その他の関係者に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

【循環器病に関する正しい知識の普及啓発を実施】

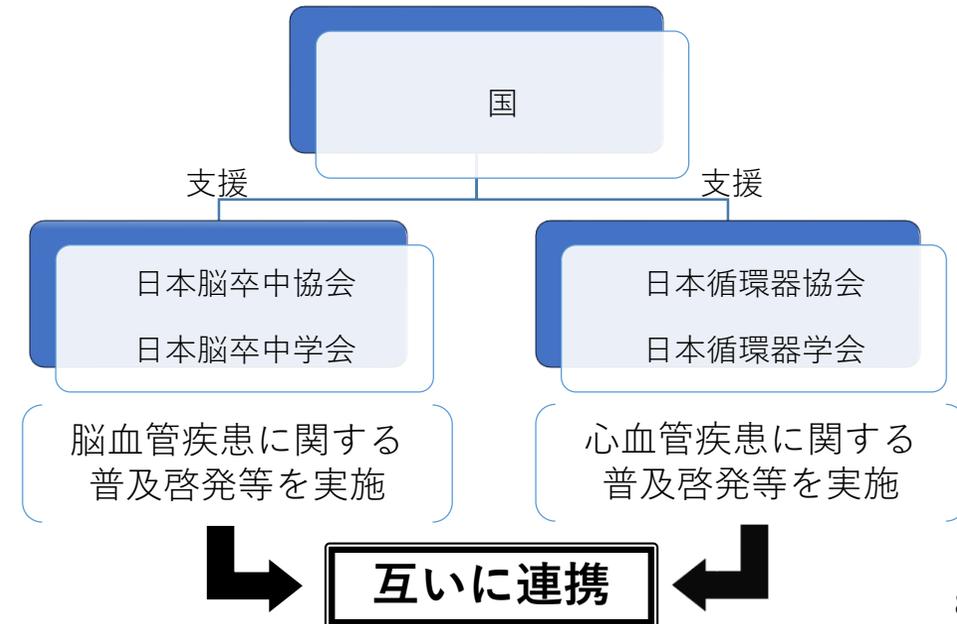
- 循環器病とは
- 循環器病に関する生活習慣等の影響
- 発症直後の対応 等

例：普及啓発資材の作成、HP掲載、シンポジウムの開催

【循環器病に関する専門情報の収集・提供】

- 最新の科学的知見に基づく情報の収集
- 最新の医療情報等の提供
- 循環器病に関する情報をまとめた非専門医向けのガイドブックの作成 等

例：学会員からの専門情報収集、ガイドブックの作成、シンポジウムの開催



循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業における循環器病関連研究 (生活習慣病管理分野：循環器疾患対策に関する研究) 令和4年度

令和2年度からの継続

- 脳卒中急性期診療提供体制の変革に係る実態把握及び有効性等の検証のための研究
- 心血管疾患の急性期診療提供体制に係る実態把握及び施設間連携手法の有効性等の検証のための研究

令和3年度からの継続

- 循環器病の再発、重症化、QOL低下予防に資する手法の確立のための研究
- 循環器病対策推進基本計画に基づいた、都道府県の有用な目標指標の設定のための研究
- 循環器病に係る急性期から回復期・慢性期へのシームレスな医療提供体制の構築のための研究
- 弁膜症、狭心症等の循環器病診療の標準化・適正化に資する研究

令和4年度新規

- 国の循環器病対策推進基本計画に基づく都道府県の循環器病対策推進計画の円滑な策定及び実行に資する研究
- 循環器病の再発・重症化に係るリスク因子の評価及び介入の費用対効果の検証のための研究
- 循環器病の救急医療現場における専門医間の連携推進のための研究
- 国や都道府県が循環器病対策に関する計画を策定する際に利用可能な指標の設定及び新型コロナウイルス感染症による循環器病への影響の評価のための研究
- 循環器病におけるゲノム・オミックス研究の有用性・必要性の評価のための研究
- 循環器病の慢性期・維持期におけるリハビリテーションの有効性の検証のための研究
- 循環器病に対する複合リハビリテーションを含むリハビリテーションの現状と課題の明確化のための研究